無料

法定後見制度の家庭裁判所への手続き方法、申立書の内容など、実際の申立書を使って、わかりやすくご説明します！

成年後見講座
「法定後見の申立て」

２０２１年
5月１３日(木)
午後 2:00～4:00

お申し込みは、電話または FAX で！！

(定員４０名・先着順)

電話：03－5380－0134
FAX：03－5380－0591
締切：５月７日(金)まで

会場：中野区産業振興センター
（中野区中野 2―１３－１４）

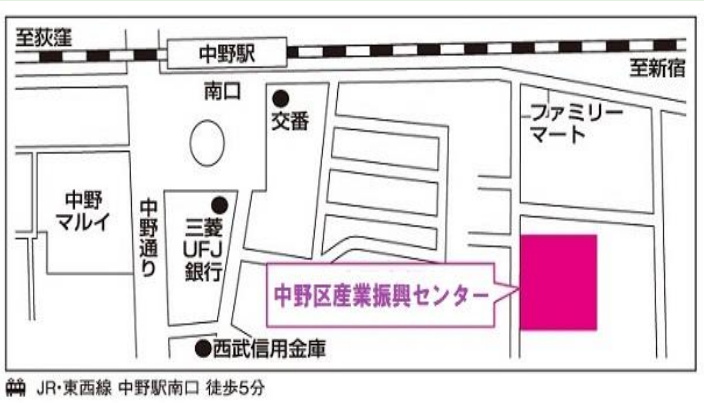

法定後見制度 とは？

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、本人の財産や生活全般を法律的に支える制度です。

こんな時に法定後見制度の利用を考えましょう

「自分でお金の管理をしていた親が認知症になり、お金をおろせなくなってしまった。」
「1 人暮らしの親の家に、不審な業者が頻繁に来ているらしい。だまされていないか心配。」
「障害のある子どもと２人暮らしだが、年をとって子の面倒が見れなくなったらどうしよう。」

社会福祉法人　中野区社会福祉協議会
中野区成年後見支援センター
電話:5380-0134　　FAX:5380-0591
住　　所：中野区中野 5-68-7　スマイルなかの４階
業務時間：月～土曜日 9:00～17:00
（日曜、祝日、第３月曜日は休み）
メール　shien@nakanoshakyo.com
ホームページ　http://www.nakanoshakyo.com

講座参加者の方には、
『中野でいきいきと暮らすための エンディングノート』
をプレゼント！